

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領

1. 対象団体

森林ボランティア団体、緑化団体、地域住民で組織する団体、小中高等学校及び教育機関・PTA等の教育関係団体とする。

2. 対象事業

(1) 対象地及び規模（助成対象基準）

①対象地：公共施設、社会福祉施設、学校施設及び一般に開放され地域住民が広く利用する里山等。
ただし、個人所有の宅地は対象外とする。

②規模：植樹の場合は、おおむね0.1ha以上、育樹の場合1ha以上

(2) 活動内容

- ①植樹活動 地拵え（用地造成）、樹木（花木を含む）の植え付け
- ②育樹活動 施肥、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、倒木起こし、林内清掃、歩道の開設・修理、案内板設置等の森林環境整備のための作業
- ③普及啓発活動 緑化講習会・森林（自然）観察会・木工教室等の開催、普及啓発資料（チラシ等）作成等

3. 対象経費

(1) 助成対象とする経費は次によるものとする。なお、業者への一括委託は対象外とする。やむを得ず委託する場合は、必要最小限とすること。

区 分		費 目
環境整備費		地拵え及び簡易な作業費（委託料を含む）、土壌改良材購入費、その他資材購入費等
活動費	作業器具整備費	作業用動力機器（下刈機、チェーンソー等）の購入費（総額3万円以下）及び借上げ費、作業器具（唐鋏・ナタ等）の購入費、作業用動力機器の燃料費、メンテナンス資材（砥石、潤滑油等）の購入費、安全・衛生用品（保護帽、防護メガネ等）の購入費等
	その他活動費	安全・技術等講師報償費（総額2万円以下）及び旅費、作業用具及び車両等借上費、通信運搬費、資料作成費、印刷費、消耗品費、保険料、普及啓発資材費、会場設営費等
苗木等購入費		原則として小苗（H=3m以下）、園芸資材（支柱、薬剤等）購入費
看板購入費		「企業協賛の森づくり」啓発看板（看板の規格・形状は交付決定通知の際に別途指示する）

(2) 対象外経費

- ①団体の経常的な運営経費（人件費、事務所借上げ費、事務費等）
- ②飲食費（但し、作業中の飲料水は対象可。1人100円程度×参加人数）

4. 助成金額

助成額は上限30万円を標準とする。ただし、協賛企業募金の申し出によっては、この限りでない。
なお、申請・助成決定額は千円単位とし、端数は切り捨てとする。

5. 森づくり活動実施計画の申請及び決定

- (1) 当該事業による助成を希望する団体は、助成申請書（様式1）に位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）を添付し、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）に申請する。
- (2) 緑推は、協賛企業の希望を調整の上、助成額を決定し、助成決定額と併せて協賛企業名を事業実施団体に通知する。
- なお、事業採択に当たっては、当該活動の報告書及び写真等を公開（冊子、HPなどに掲載）することに同意することを条件とする。

6. 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式3）及び活動報告書（様式4）を緑推に提出する。

また、実績報告書には次の資料を添付すること。

- ・助成請求経費にかかる請求書又は領収書の写し
- ・写真（啓発看板・標柱及び着手前・竣工・作業中）
- ・実施位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）
- ・協賛企業に対する礼状（2部）

7. 助成金の交付

緑推は、実績報告書を審査の上、助成額を確定し、確定額を団体の指定口座に支払う。

8. 検査について

緑推は、必要に応じて検査を行う。

9. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は2年間保存する。

10. 書類の提出期限等

名 称	書類の流れ	提出期限等	様式No.
助成事業申請書	実施団体から緑推へ	6月末	様式1
交付決定 (変更・中止)申請	緑推から団体へ	7月下旬	
実績報告書	実施団体から緑推へ	完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日	様式3
活動報告書	実施団体から緑推へ	〃	様式4

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。